

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害のある人または高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立や在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

実施については資金の種類ごとに貸付の要件や貸付限度額等を設け、それぞれの用途に応じた貸付をおこなっています。

また、本貸付制度は、返済義務を伴う貸付ですので、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、相談コーナーや地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

申込は、所定の様式及び添付書類を、生活福祉資金相談コーナー（北九州市社会福祉協議会）で受け付け、福岡県社会福祉協議会に提出します。

● 制度の特徴・基本事項

1. 世帯単位での貸付です。

基本的に世帯を単位として貸付けるものであり、原則として世帯の生計中心者が申込者となります。

2. 他制度が優先です。

他制度の利用ができない場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、申込の際に他制度の利用ができないかを確認します。

3. 償還義務を伴う貸付制度です。

貸付制度であり、償還の義務があります（期限までに償還しなかった場合には、年 5.0% の延滞利子が発生します）。

このため貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還が可能であるかも含めて審査を行いますので、貸付に至らない場合もあります。

4. 連帯保証人について

原則として連帯保証人が必要ですが、連帯保証人が立てられない場合でも申込できる場合があります。（連帯保証人がある場合は無利子、いない場合は年 1.5% の利子が発生します。）

5. その他

審査には、一定の期間を要します。



平成 27 年 4 月から、総合支援資金、緊急小口資金の貸付にあたっては、原則として、各区のいのちをつなぐネットワークコーナーの支援を受けることが要件となりました。

※ いのちをつなぐネットワークコーナーでは、仕事やお金に関すること、家族関係などさまざまな理由で経済的に困りの方のご相談をお聞きし、各種関連機関と連携しながら、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援を行っています。

● 貸付制度を利用できる世帯

1. 低所得者世帯

資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立した生活ができると認められる世帯であって、そのために必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。
※前年度の所得にかかる市町村民税（所得割）が非課税程度の世帯。

2. 障がい者世帯

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯。

3. 高齢者世帯

65歳以上の高齢者が属する世帯。

※ 一部の資金については生活保護世帯も対象となります。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯は、対象となりません。

● 貸付金の種類

1. 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

失業（2年以内）などにより一時的に日常生活全般に困難を抱えている人に対する住宅入居費などの資金を貸付

2. 福祉資金

◆福祉費（技能修得経費、住宅の増改築等、障害者用自動車購入費 など）

◆緊急小口資金（医療費・介護費支払、給与の盗難、火災等被災 など）

3. 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

高校・短大・大学等に就学するのに必要な経費や入学時の支度費用を貸付

4. 不動産担保型生活資金

65歳以上の高齢者が所有する居住用不動産を担保に生活費を貸付

5. 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、本人名義の金融機関口座を保有し、公的な給付・貸付制度の交付を受けるまでの間の生活に困窮している人に生活費を貸付

※ 貸付限度額、返済期間は貸付資金の種類、貸付額により異なります。

【お問合せ先】

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会
生活福祉資金相談コーナー

戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた8階

☎（093）882-4405

FAX（093）871-4585

●受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～16:30
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

